

農業者年金制度の

ポイント

農業者年金は、将来の年金給付に必要な原資を自ら積み立てていく「積立方式」で、長期的に安定した制度です。

加入要件は、国民年金の第 1 号被保険者（保険料納付免除者でないこと）で、年間 60 日以上農業に従事する者は、誰でも加入することができます。

保険料には、「通常保険料」と「特例保険料」があり、「通常保険料」は、月額 20,000

円から 67,000 円までの間で、千円単位で加入者が自由に選択し、いつでも変更できます。「特定保険料」は、政策支援（下記表 1 参照・国庫補助）を受ける場合の保険料です。また、支払った保険料の全額が社会保険料控除対象となり、税制面でも有利となっています。

- 次世代を担う若い **農業後継者等** に手厚い政策支援を行っています。

※政策支援を受けるには、年金納付期間が 20 年以上見込まれること及び農業所得が 900 万円以下であることが必要です。政策支援による保険料の月額为国庫補助額を含めて 20,000 円となります。

【表 1】

区分	補助対象者	国庫補助額 () は自己負担分	
		35 歳未満	35 歳以上
①	認定農業者で青色申告者	10,000 円 (10,000 円)	6,000 円 (14,000 円)
②	認定就農者で青色申告者		
③	①又は②の者と家族経営協定を締結し、経営に参画している配偶者又は後継者（経営主が農業者年金に加入していなくてもかまいません）		
④	認定農業者又は青色申告者のいずれか一方を満たす者で 3 年以内に両方を満たすことを約束した者	6,000 円 (14,000 円)	4,000 円 (16,000 円)
⑤	35 歳未満の後継者で 35 歳まで(25 歳未満の者は 10 年以内)に①の者になることを約束した者		—

- 女性農業者（配偶者、後継者の妻）も自分名義の農地がなくても、加入要件を満たしていれば、加入できます。最近女性農業者の方々の加入が増えています。

※表 1 の③のように家族経営協定を結んでいる配偶者は、政策支援も受けられます。

- 農地を利用しない畜産農家、施設園芸農家、キノコ栽培農家等の方々も、加入要件を満たしていれば、加入できます。

※表 1 に該当すれば政策支援も受けられます。

- 諸事情により旧制度に伴う「特例脱退一時金」を受給された方も、60 歳未満で加入要件を満たしていれば、加入できますので、改めてご検討ください。

※ 40 歳以上の方は、政策支援が受けられませんので、ご注意ください。